

記 録

令 和 3 年 9 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和3年9月28日 (火)

## 令和3年9月農業委員会定例総会議事録

令和3年9月農業委員会定例総会を令和3年9月28日（火）午後3時から  
日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

### 農業委員の出欠

#### 出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	8番	甲斐英教
9番	山本孝志	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

#### 欠席委員（なし）

### 農地利用最適化推進委員の出席者

#### 出席委員（なし）

### 事務局出席者

事務局長	黒木秀樹	事務局長補佐	野別浩三
主任主事	井本彩		

## 記 録

日程第1 議事録署名者の指名

2番 7番

日程第2 議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第59号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について

議案第62号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について

議案第63号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第64号 非農地証明願いについて

報告第46号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第47号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第48号 取消願について

報告第49号 農地転用許可不要届について

その他

# 記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

2 番 印

7 番 印

## 議事録

開 会 午後3時00分

- 議長 | それでは、ただいまから令和3年日向市農業委員会9月定例総会を開会します。
- まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に2番委員、7番委員を指名します。よろしくお願いします。
- 次に、日程第2、議案審議に入ります。
- まず、議案第58号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」であります。
- それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | 資料の2ページをご覧ください。
- まず、受付番号37番から39番までは関連がありますので、一括して説明させていただきます。
- 37番から39番まで、全て同じ譲受人で新規就農をご希望の方です。
- それでは37番。土地の所在地、塩見、地目は田、地積は537㎡外1筆で、田の合計が1,525㎡です。譲渡人とは使用貸借件の設定となっております。
- 続きまして、38番、土地の所在地が塩見、地目が田、地積が563㎡外2筆で、田の合計が1,782㎡です。こちらは所有権有償での移転となっております。
- 39番、土地の所在地は塩見、地目は畑、地積は436㎡外3筆で、畑の合計が1,746㎡となっております。こちらも使用貸借件の設定となっております。
- 譲受人は、現在経営面積は0となっているんですけども、こちら3件全て合計しますと5,053㎡となりまして、下限面積をクリアしております。農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。
- 続きまして、受付番号40番、土地の所在地が美々津町、地目が畑、地積が124㎡です。譲受け理由が規模拡大、譲渡し理由が相手方の要望となっております。譲受人と一緒に農業をされております子がこちらの譲渡人から宅地を買われるということで、そちらの宅地に隣接しております農地も一緒に買ってくれませんかとのことで、今回購入されるということになっております。
- 譲受人は、現在3万3,078㎡経営面積がありますので、下限面積もクリアしております。農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。
- 続きまして、受付番号41番、土地の所在地が平岩、地目が畑、地積が18㎡外1筆で、畑の合計が25.13㎡となっております。譲受け理由、譲渡し理由ともに交換となっております。譲受人から譲渡人へは既にもう交換されているということで、まだ譲渡人から交換を受けていなかったということで、今回申請に及んだということです。
- 譲受人は、現在1万3,525㎡経営されておりました、下限面積をクリアしております。農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。
- 続きまして、4ページをご覧ください。
- 受付番号42番、土地の所在地が東郷町、地目が田、地積が836㎡です。

事務局	<p>譲受理由、譲渡理由ともに贈与となっております、こちら平成20年5月の総会でこの近隣の農地を同じく譲渡人から譲受人に売買で所有権移転をされているんですけれども、そのときに双方ともにこちらの農地を購入されたと思っていたみたいなんですけれども、実は地番が違ったということで、その間違いは錯誤による所有権抹消の手続をお願いしております、今回贈与という形で改めて申請をしていただいたものです。</p> <p>譲受人はお住まいは地区外となっているんですけれども、もともと東郷の方で、現在も東郷でこの近隣の農地を経営されているということで、現在4,754㎡の経営面積がありますので、下限面積も満たしております。農地法第3条第1項の規定による許可申請でございます、同法の第2項の各号には該当いたしません。</p> <p>続きまして、43番、土地の所在地が塩見、地目が畑、地積が757㎡です。譲渡人、譲受人のお二人は親子関係となっております。今回、譲受け理由、譲渡し理由ともに贈与となっております、譲受人が現在1万6,153㎡経営されておりますので、下限面積も満たしております。農地法第3条第1項の規定による許可申請でございます、同法の第2項の各号には該当いたしません。</p> <p>続きまして、受付番号44番、土地の所在地が美々津町、地目が田、地積が703㎡外3筆で、田の合計が1,594㎡です。</p> <p>譲受人は建設業を営む傍ら、兄と共に、そちらに記載のとおり1万713㎡を一緒に現在経営されているということで、今回規模拡大となっております。農地法第3条第1項の規定による許可申請でございます、同法の第2項の各号には該当いたしません。</p> <p>以上8件、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号37、番号38及び番号39担当の9番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
9番委員	<p>9番委員です。</p> <p>9月22日に現地に行ってみたんですけれども、何も問題ありませんでした。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次に番号40担当の11番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
11番委員	<p>11番です。</p> <p>特に問題はありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、番号41担当の8番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
8番委員	<p>8番委員です。</p> <p>特に問題ございません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、番号42担当の12番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
12番委員	<p>12番委員です。</p>

記 録

- 1 2 番委員 問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。  
次に、番号4 3 担当の2 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 2 番委員 2 番委員です。  
問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。  
次に、番号4 4 担当の1 3 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 1 3 番委員 1 3 番委員。  
問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。  
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
次に、議案第5 9 号「農地法第4 条第1 項の規定による許可申請について」であります。  
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 7 ページをご覧ください。  
受付番号1 1 番、土地の所在地、塩見の土地の一部、地目が田、登記面積が4 6 9 ㎡ですが、うち転用面積は3 4 9 ㎡となっております。申請人の転用目的は直売所と駐車場となっております。現地は申請人が施設園芸を営んでいるんですけども、そのハウスのすぐ横で、敷地は砂利敷とし、コンテナハウスをリースして直売所として経営していくということでした。雨水は自然浸透式としまして、そのほか雑排水はないということです。  
申請地は農業振興地域農用地区域に該当しますが、転用する3 4 9 ㎡につきましては農業用施設用地に用途区分を既に変更しておりまして、農用地利用計画に即した土地利用であり、農地法第4 条第1 項に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。  
続きまして、受付番号1 2 番、所在地が美々津町、地目が田、登記面積が2 0 8 ㎡外1 筆で、田の合計が5 2 8 ㎡となっております。申請人の転用目的が倉庫、物置、作業場の追認となっております。申請地は、申請人の亡くなられた配偶者で、建設業を営まれていた方が平成5 年に倉庫を、平成1 5 年に物置を、農地法のことを知らずに建ててしまったということで、申請人から始末書が提出されております。こちらは先ほど3 条でご審議いただいた最後の案件のすぐ隣接地となっているんですけども、こちらの申請地も、この後同じ譲受人に売買をされる予定ということで、譲受人の買われる農地に行くにはこちらの敷地を通らないといけないということなんですけれども、今後も同じ方が所有されるということで、特に問題はないと思われます。  
申請地は、周辺の農地の状況から中山間地域に存在する小集団の農地である

記 録

- 事務局 ため、第2種農地に該当するものと考えられます。農地法第4条第1項に基づき申請されるものであり、また、隣接農地も譲受人へ売買される農地ですので、影響はないものと考えられます。  
以上2件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。  
それでは、番号11担当の9番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 9番委員 9番委員です。  
補足はありません。問題ありませんでした。
- 議長 ありがとうございます。  
次に、番号12担当の13番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 13番委員 13番委員です。  
22日に現地調査に行きました。事務局の説明どおりですが、追認ですが、仕方がないと思います。問題ないと思います。
- 議長 ありがとうございます。  
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はありませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
次に、議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」であります。  
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 11ページをご覧ください。  
受付番号22番、土地の所在地、平岩、地目が畑、地積が10㎡外2筆で、畑の合計が1,754㎡となっております。権利の種類、転用目的が、所有権有償での移転、駐車場、干し場、作業場等となっております。現在、譲受人が駐車場として借りている土地を持ち主に返さなければならなくなったとのことで、その隣接地の所有者である譲渡人へ相談したところ、売買に応じていただけたとのことで、今回の申請に至りました。  
こちらの申請地の一部が農業振興地域農用地区域に該当していたため、7月及び8月の総会でその除外に関する意見について、皆様にご審議いただいたところでもあります。7月の総会前にこちらの申請書が出されていたため、こちらは受付番号が22番となっており、次の案件が24番となっているんですけれども、23番につきましては先に8月の総会でご審議いただいたものとなっております。  
申請地は砂利敷として、周囲に影響がないように少し盛土等をして対策をされるということなんですけれども、7月の総会の際に、周辺に影響がないのかということで委員の皆さんはご心配されていたんですけれども、そちらの影響が考えられる農地の所有者とは覚書を交わされたということで、万が一何かあったときには譲受人が対応されるということです。



記 録

- 事務局 申請地は、周辺の農地の状況から中山間地に存在する小集団の農地であるため、第2種農地に該当するものと考えられます。農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、先ほど申し上げたとおり、影響が心配される農地所有者とは覚書を交わされているとのことでした。
- 続きまして、受付番号24番、塩見、地目が畑、地積が605㎡外2筆で、畑の合計が774㎡です。権利の種類が所有権有償での移転、転用目的が農家住宅、農業用倉庫、作業場となっております。
- こちらの譲受人は、先ほどの3条でも申請をされていた新規就農ご希望の方で、3条の許可が下り次第、農家住宅として建築をこの地で予定されております。現在、申請地の隣接地である住宅を譲渡人から借りてお住まいであり、この宅地と申請地に農家住宅を建築、そして、今、申請地に倉庫が2棟建っていますが、こちらは譲渡人のお父様が生前建てられたということで、譲渡人から始末書が出されている追認となります。
- 申請地は、周辺の農地の状況から中山間地に存在する小集団の農地であるため、第2種農地に該当するものと考えられます。農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。
- 以上2件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
- それでは、番号22担当の10番委員から補足があれば説明をお願いいたします。
- 10番委員 10番委員です。
- 22日の日に事務局の方々と立会いをさせていただきました。先ほど事務局から説明、ご報告のあったとおり、ちゃんと覚書も取っており、また、二、三調査もさせていただきましたけれども、全然と言ったら失礼ですが、別に問題はないと思いましたので確認させていただきます。
- 議長 ありがとうございます。
- 次に、番号24担当の9番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 9番委員 9番委員です。
- 問題ありませんでした。
- 議長 ありがとうございます。
- それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はありませんでしょうか。
- ないようですので、お諮りします。
- 賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
- 全員賛成ですので、原案のとおりとします。
- それでは、ここで一旦休憩いたします。
- (休憩)
- 議長 それでは、再開いたします。
- 次に、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

記 録

議長	利用権設定に係る農業委員会の決定について」についてであります。 それでは、20番について、事務局に説明をお願いします。
事務局	16ページをご覧ください。 番号20番、受付年月日、令和3年8月30日、土地の所在地が財光寺、地目が田、地積が991㎡です。権利の種類が賃借権設定となっております。期間が令和3年10月1日から令和6年9月30日の3年間となっております。賃金が10a当たり玄米30kgで、作物が水稻となっております。利用権の設定を受ける者は、現在9,499㎡経営されております。稼働力はお一人となっております。今回、新規での設定となっております。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により申請されるもので、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上、皆様のご審議をお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 それでは、番号20担当の2番委員及び7番委員から補足があれば説明をお願いします。
2番委員	2番委員です。 問題ありません。
7番委員	7番委員です。 問題ありません。
議長	ありがとうございました。 それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はありませんでしょうか。 ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全員賛成ですので、20番につきましては原案のとおりとします。 ここで一旦休憩いたします。
	(休 憩)
議長	再開いたします。 次に、番号19及び番号21及び番号22について、事務局に説明をお願いします。
事務局	関連がありますので、19番、21番、22番を併せて説明させていただきます。 利用権の設定を受ける者は、全て同じ方です。平岩で主に水稻等を作付されている方です。 番号19番、土地の所在地が財光寺、地目が田、地積が886㎡です。利用権の種類が賃借権設定で、期間が令和3年10月1日から令和6年9月30日の3年間となっております。賃金が10a当たり玄米30kgで、作物が水稻となっております。

記 録

事務局 21番、土地の所在地が財光寺、地目が田、地積が694㎡です。利用権の種類が賃借権設定で、期間が令和3年10月1日から令和8年9月30日の5年間となっております。賃金が10a当たり6,000円で、作物が水稲となっております。

22番、利用権の設定をする者は共有者の3名で、土地の所在地が財光寺、地目が田、地積が934㎡です。利用権の種類が賃借権設定で、期間が令和3年10月1日から令和6年9月30日の3年間となっております。賃金が10a当たり6,000円で、作物が水稲となっております。

3件とも全て新規での設定となっております、この案件に対する稼働力はお一人となっております。

全て農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により申請されるもので、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上3件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございました。  
それでは、担当の8番委員から補足があれば説明をお願いします。

8番委員 8番委員です。  
本人とも話をさせていただきまして、特に問題ございません。  
以上です。

議長 ありがとうございました。  
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
次に、議案第62号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について」であります。  
それでは、番号10番について、事務局に説明をお願いします。

事務局 資料の20ページをご覧ください。  
番号10番。土地の所在地が美々津町、全16筆で、田の合計が3,931㎡です。所有権移転の時期が令和3年10月1日、権利の種類が所有権無償での移転となっております。所有権の移転を受ける者は所有権の移転をする者の孫に当たり、主に野菜類を作付されております。都農町で認定を受けている認定農業者でもあります。その経営面積が2万500㎡とのこと。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき申請されるもので、同法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございました。  
ただいま説明のありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。

記 録

	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 それでは、ここで一旦休憩いたします。
	(休 憩)
議長	それでは、再開します。 議案第62号、番号11番について、事務局に説明をお願いします。
事務局	25ページをご覧ください。 番号11番、所有権の移転をする者は、公益社団法人宮崎県農業振興公社です。土地の所在地が美々津町、地目が田、地積が450㎡外2筆で、田の合計が1,456㎡です。所有権の移転時期が令和3年10月12日、対価が36万5,000円、支払いが令和3年10月12日となっております。権利の種類が所有権有償での移転となっております。所有権の移転を受ける者は、現在2万2,311㎡を経営されておまして、稼働力はお二人となっております。こちらは特例事業を活用されて公社から借りていたんですけれども、今回売買での所有権移転となり申請をされたものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき申請されるもので、同法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。 以上、皆様のご審議をお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 ただいま説明のありました案件について、ほかに質疑はございませんでしょうか。 ほかにないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 ここで休憩します。
	(休 憩)
議長	それでは、再開いたします。 次に、議案第63号「農地法第18条の規定による許可申請について」であります。 それでは、事務局に説明をお願いします。
事務局	28ページをご覧ください。 受付番号24番、貸人が公益社団法人宮崎県農業振興公社です。申請地の所在地が日知屋、地目が田、面積が39㎡外1筆で、田の合計が1,649㎡です。成立日が令和3年8月20日、解約日が令和3年8月20日、引渡日が令和3年9月30日となっております。解約理由が耕作者変更のためとあります。この後、また公社から別の方へ貸し出されるというふうにお聞きしております。

記 録

- 事務局 ます。  
以上、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。  
ただいま説明のありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
次に、議案第64号「非農地証明願いについて」であります。  
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 資料の30ページをご覧ください。  
受付番号17番、土地の所在地、塩見、登記地目、田、現況地目、山林、登記面積が210㎡外3筆で、田の合計が824㎡となっております。申請人と先日、事務局、担当委員と共に現地調査をまいりました。証明内容にもあるとおり、10年以上耕作放棄をされ、また、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっております。  
続きまして、18番、土地の所在地が平岩、登記地目が田、現況地目が原野、登記面積が28㎡です。こちらも先日、担当委員と事務局で現地調査をまいりました。道路と住宅の間に挟まれて10年以上耕作放棄をされて、現在、原野となっているような形で、また、将来的にも農地として使用することは困難な土地となっております。  
続きまして、受付番号19番ですが、すみません。先に19番で資料の訂正をお願いします。  
こちらの土地と、次の土地の現況地目が「宅地」となっているんですけれども、こちらを「原野」に修正をお願いします。申し訳ありません。  
登記面積が108㎡外3筆で、田の合計が373㎡、畑の合計が416㎡、合計5筆で789㎡となっております。申請人は、日向市となっております。こちらは先日、事務局と担当委員と一緒に現地調査を行ってまいりました。こちらは原野となっております、宅地と間違えていたんですけれども、農地法の施行以前にこちらに住宅が建っていたということで、以前から宅地だったということでの証明となりまして、ただ現況は原野となっておりますので、現況地目としては原野となります。その下の土地につきましても原野となっております、そのさらに下の2つは現況が山林となっております。ほかの土地3筆は10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地ということで現地を確認してまいりました。  
以上3件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。  
それでは、番号17担当の9番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 9番委員 9番委員です。  
現地に行ったんですけれども、とてもじゃないけれども作付できるような状態じゃなくて、耕作放棄地になるのに間違いはないという感じでした。

記 録

- 議長 ありがとうございます。  
次に、番号18担当の8番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 8番委員 8番委員です。  
問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。  
次に、番号19担当の5番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 5番委員 5番委員です。  
16日に事務局と現地調査をしたわけでありすけれども、これは旧東郷町時代に幼稚園と保育園の一部が残っていたというようなことです。そのときの行政の不手際もあったと思いますけれども、現在に至っては何も問題はないと思います。よろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。  
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。  
続きまして、報告第46号から報告第49号について、事務局長から報告をお願いします。
- 事務局長 それでは、日向市農業委員会事務局規定による受理通知書の交付についてご報告申し上げます。  
まず、報告第46号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」についてであります。議案書では35ページです。  
届出の件数は8件、土地は、田が2筆、畑が6筆で、面積は合わせて3,498㎡でございます。転用目的につきましては、住宅、倉庫、駐車場であります。  
次に、報告第47号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。議案書では39ページになります。  
届出の件数は1件、土地は畑が1筆で、面積は248㎡であります。  
次に、報告第48号「取消願」がございました。議案書41ページです。  
非農地証明の取消しでございます。  
次に、報告第49号「農地転用許可不要届」であります。議案書は43ページです。  
これは送電線架空地線の修繕工事に伴うものです。  
以上、ご報告申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。  
ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

## 記 録

事務局長 取消願があった分については、もう証明は出していますので、証明発行の手数料が必要になると、もらわないといけないということで、債権として生じるかもしれないということです。

議長 ありがとうございます。  
ほかにご意見、ご質問もないようですので、これをもちまして全ての会議の日程を終了いたしますとともに、議長の任を解かせていただきます。本日はご協力ありがとうございました。